

令和4年3月22日  
法務省人権擁護局

令和3年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

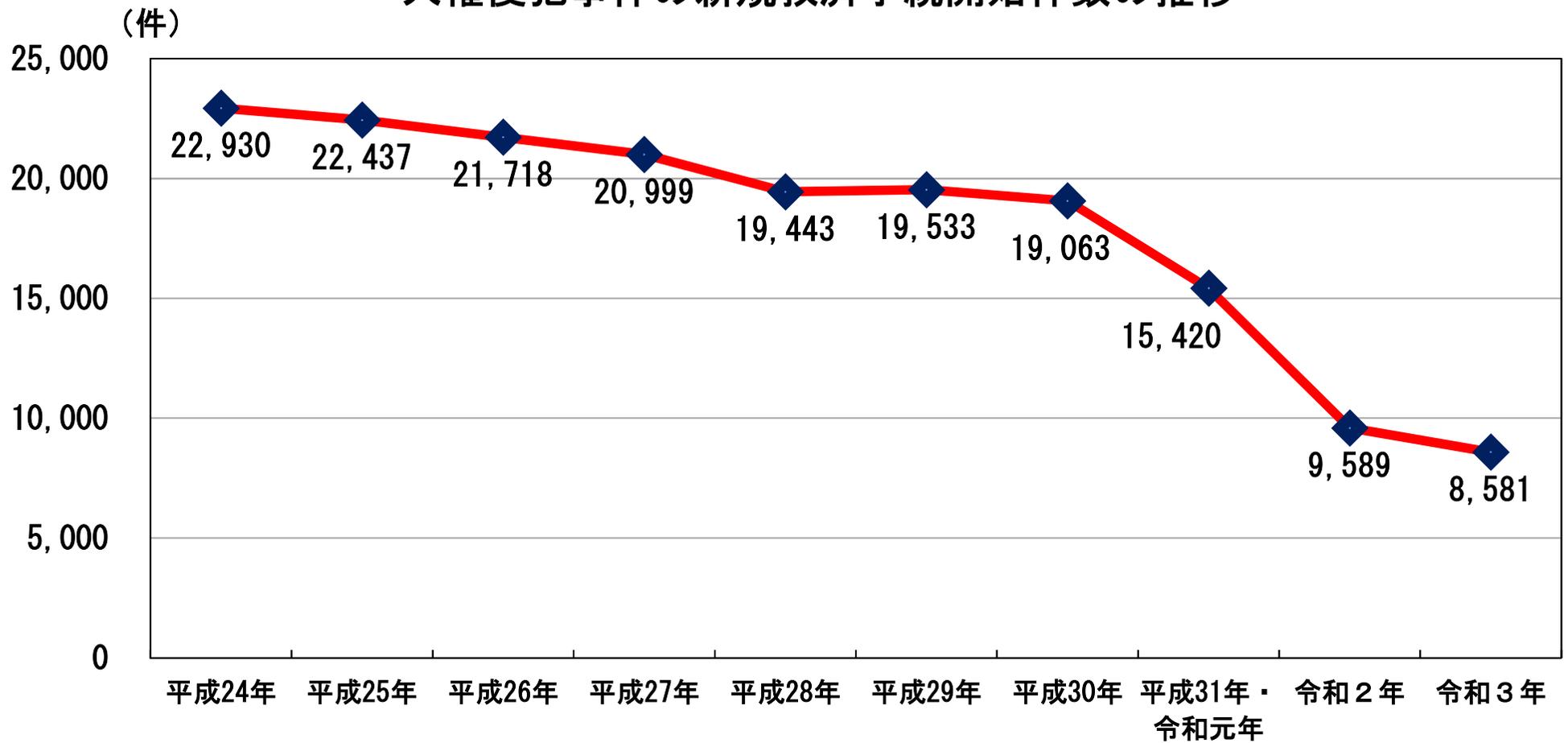
令和3年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

#### 【令和3年の主な特徴】

- ① 令和3年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,581件、処理した人権侵犯事件の数は、8,462件であった。
- ② インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,736件であり、高水準で推移している。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関連して差別を受けたなどの人権侵犯事件の数は、232件であった。

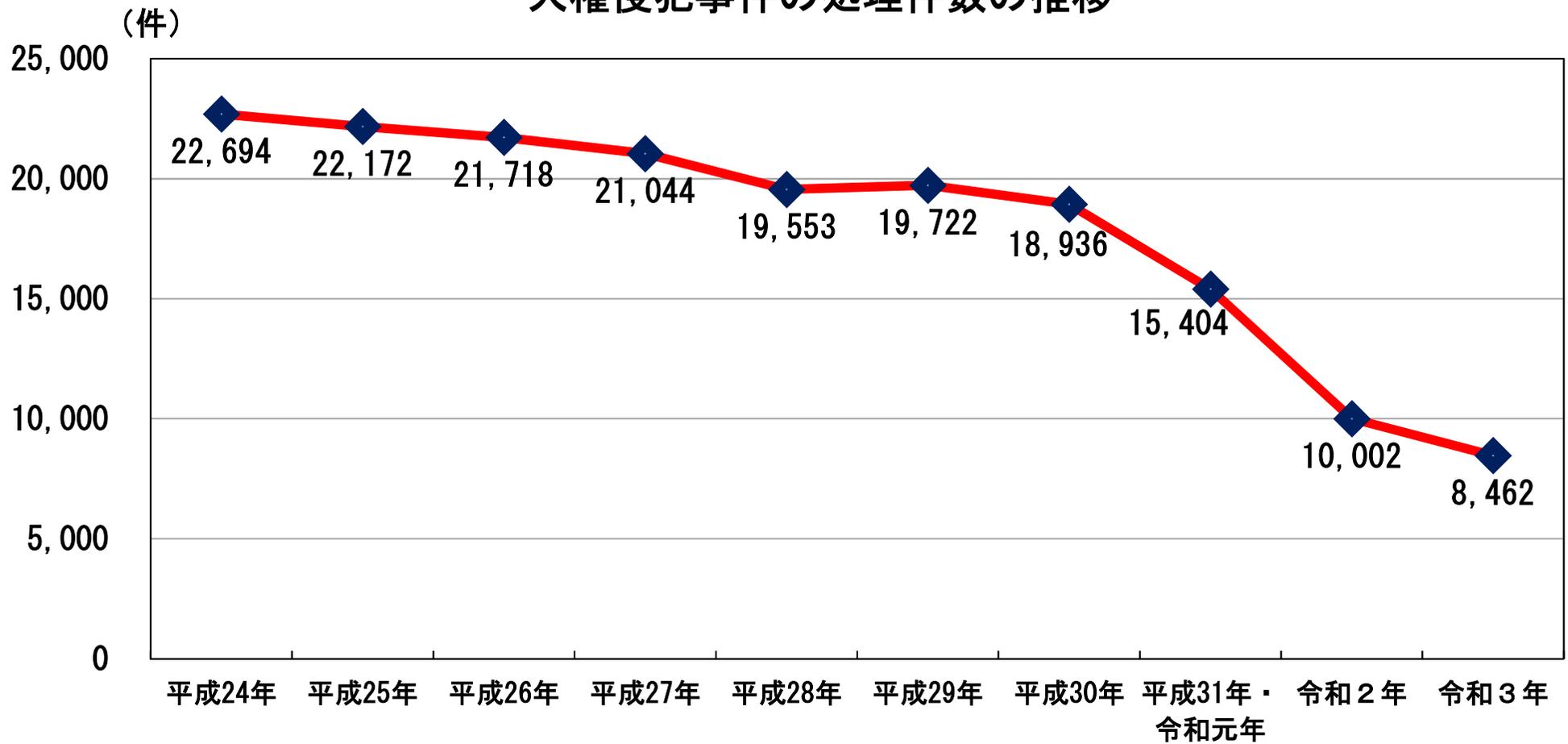
1 人権侵犯事件数の動向  
(1) 新規救済手続開始件数

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向  
(2) 処理件数

人権侵犯事件の処理件数の推移



## 1 人権侵犯事件数の動向

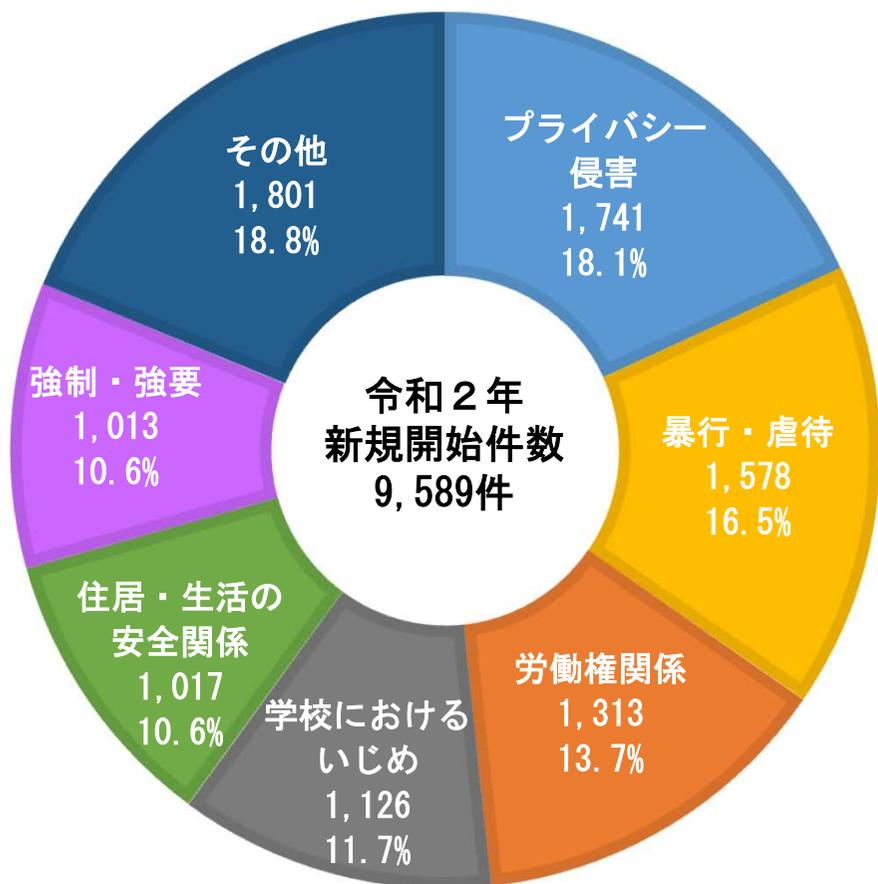
### (3) 新規救済手続開始件数推移の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が減少した要因については、一概に判断することは困難であるが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していることに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことが困難であったことが考えられる。

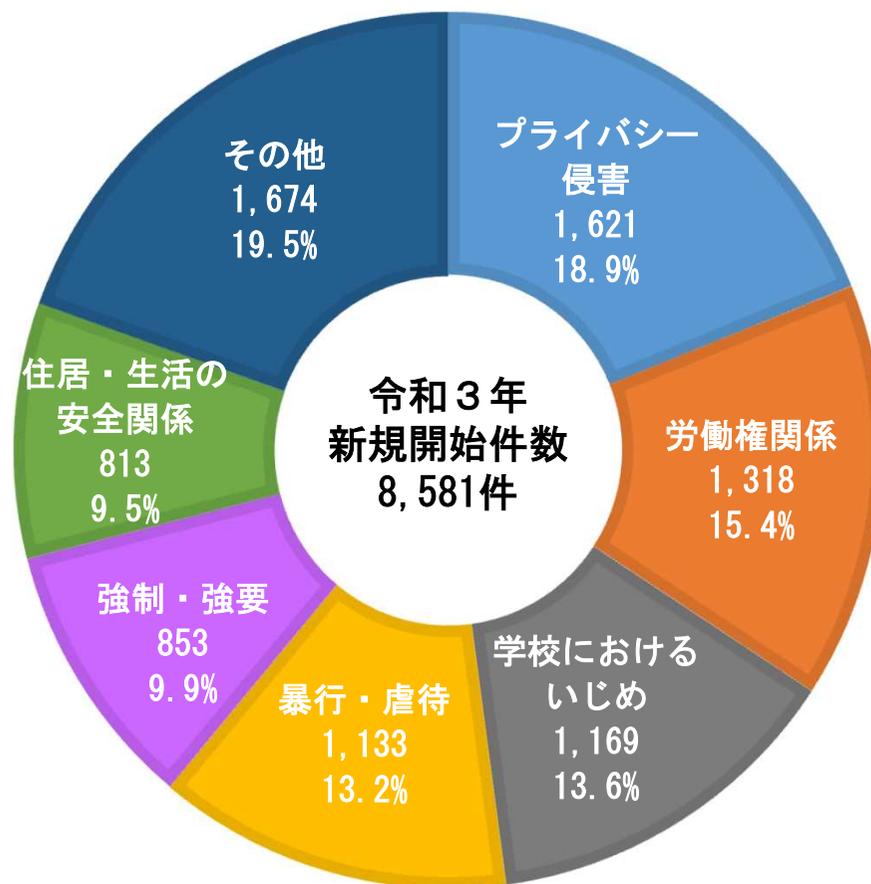
事案に着目すると、「暴行・虐待」、「強制・強要」、「住居・生活の安全関係」といった事案が減少している。

## 2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

### 令和2年

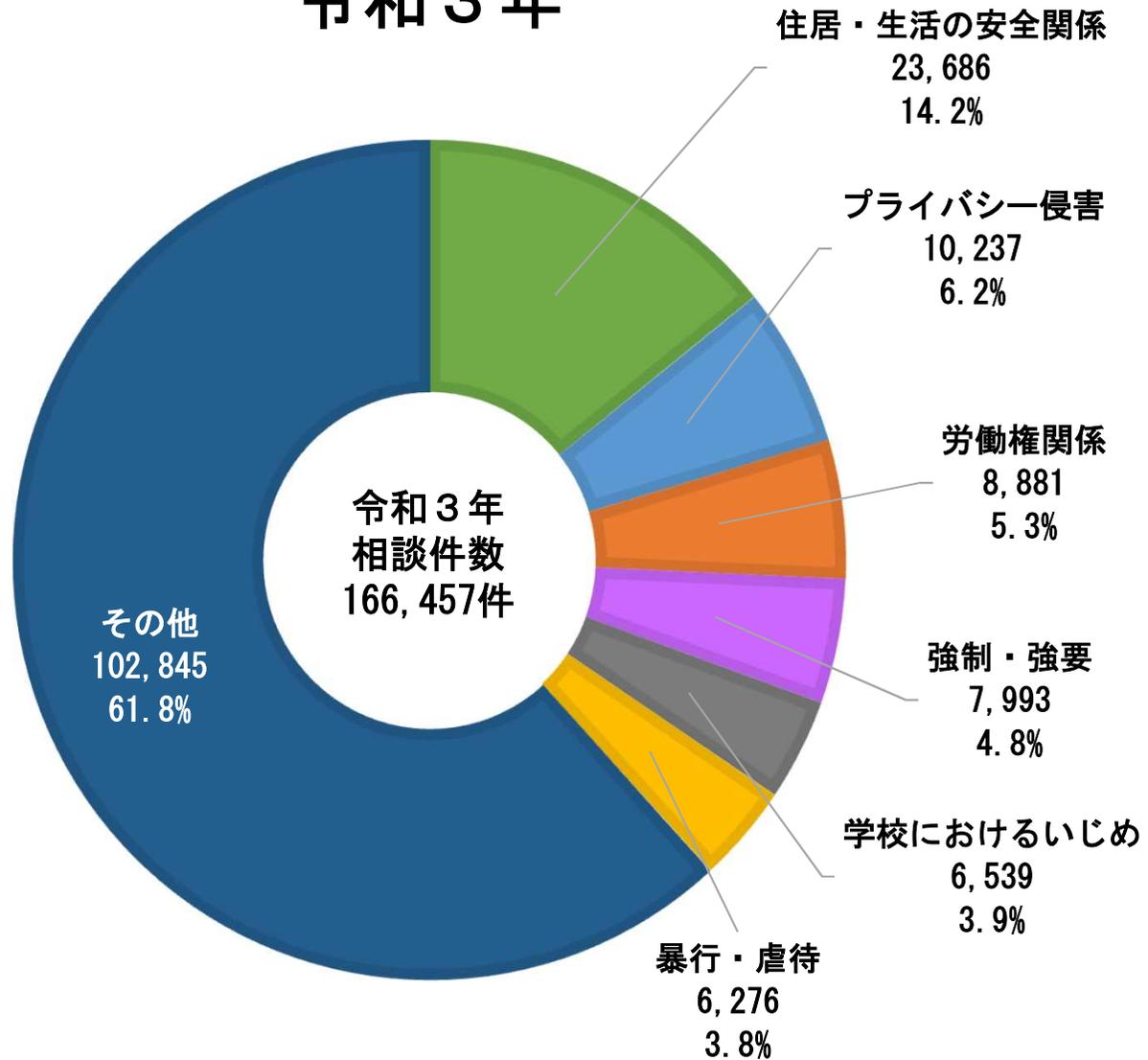


### 令和3年



(参考) 人権相談の種類別構成比

# 令和3年



### 3 添付資料

- 資料 1 令和 3 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例
- 資料 2 「人権侵犯事件」統計資料（令和 3 年）
- 資料 3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について
- 資料 4 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について

## 資料 1

令和3年中に法務省の人権擁護機関が  
救済措置を講じた具体的事例

## 【目次】

(プライバシー侵害事案)	
事例 1 元勤務先によるプライバシー侵害 .....	1
(学校におけるいじめ事案)	
事例 2 小学校におけるいじめ .....	1
事例 3 小学校におけるいじめ .....	1
事例 4 小学校におけるいじめ .....	2
(暴行・虐待事案)	
事例 5 父親から子に対する虐待 .....	2
事例 6 祖父から孫に対する虐待 .....	2
(教育職員関係事案)	
事例 7 学校長による生徒に対する不適切な発言 .....	3
(差別待遇事案)	
事例 8 歯科医院による外国人に対する診療拒否 .....	3
事例 9 同和問題に関する差別発言 .....	3
(社会福祉施設関係事案)	
事例 10 社会福祉施設長による入所者に対する不適切な言動 .....	4
(インターネット上の人権侵害情報事案)	
事例 11 インターネット上の名誉毀損 .....	4
事例 12 SNS上のプライバシー侵害及び名誉毀損 .....	5
(新型コロナウイルス感染症に関する事案)	
事例 13 保育園による園児に対する差別的取扱い .....	5
事例 14 病院長による患者に対する差別的取扱い .....	6
事例 15 新型コロナウイルス感染症に関するプライバシー侵害 .....	6

(プライバシー侵害事案)

事例1 元勤務先によるプライバシー侵害

元勤務先のホームページ及びSNS上に、自身の業務上の非違行為を氏名とともに掲載されたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が相手方に対し、上記掲載行為はプライバシー侵害に当たる可能性があることを説明したところ、相手方は配慮が欠けていたことを認め、被害者の氏名部分を削除した。

(措置：「調整」)

(学校におけるいじめ事案)

事例2 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から仲間外れなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校側が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、日々の見守りや児童全員を対象としたアンケートの実施によりいじめは解消されたと判断していたが、実際には、被害児童が引き続きいじめを受けていたという事実が認められた。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請した。

(措置：「要請」)

事例3 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、靴を隠される、足を踏まれる、悪口が書かれた紙を机の上に置かれるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わず、保健室への登校を余儀なくされているとして、母親から相談があった事案である。

法務局の調査において、学校は、状況改善のための取組をしているものの、対応が追いついておらず、相談者とのコミュニケーションが不十分であることが判明した。

そこで、法務局立ち会いの下、相談者と学校との間で面談を行ったところ、今後も被害児童が教室で授業を受けられるよう学校側が最大限配慮し、相談者と学校が継続して意思疎通を図っていくことで意見が一致し、信頼関係が構築されるに至った。

(措置：「調整」)

#### 事例 4 小学校におけるいじめ

小学生の児童から、同級生に毎日殴られたり、蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、担任の先生に相談をしても十分な対応をしてくれないとの「子どもの人権SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局が調査した結果、学校は、上記いじめを把握していなかったことが判明した。

法務局の関与によって、学校は、教職員が「いじめ対策委員会」を開催するなど、学校全体での見守り体制を講じるとともに、定期的に児童に対してアンケートや面談を実施するなどして、いじめの把握に努めることとなった。

その後、被害児童が同級生からいじめの被害に遭うこともなくなったことが確認された。

(措置：「援助」)

(暴行・虐待事案)

#### 事例 5 父親から子に対する虐待

小学生の児童から、父親から頭を叩かれるなどの虐待を日常的に受けているとの「SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局は、児童相談所に情報提供を行うとともに、被害児童及び市役所と面談を行ったところ、父親による母親に対する暴力があることも確認できた。

法務局の関与によって、被害児童に加え、その母親のフォローを行うなど、関係機関が連携した見守り体制が構築されるに至った。

(措置：「援助」)

#### 事例 6 祖父から孫に対する虐待

不登校状態にある中学生の生徒から、祖父からベルトで叩かれるなどの虐待を受けたとの相談が「子どもの人権110番」に寄せられた事案である。

法務局は、被害生徒が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に情報提供を行ったところ、法務局、児童相談所、学校の三者間での見守り体制が構築されるに至った。

(措置：「援助」)

(教育職員関係事案)

事例7 学校長による生徒に対する不適切な発言

高校生の生徒が、校長から、いじめをしていないにもかかわらず、いじめをしたことを前提に反省を促すと言われたとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相談者と学校との間で、いじめについての見解の相違があることが判明した。

そこで、法務局立ち会いの下、両者の話し合いの場を設けたところ、被害者は、学校が行ったいじめに関する説明を聞き、理解を示すに至った。

(措置：「調整」)

(差別待遇事案)

事例8 歯科医院による外国人に対する診療拒否

外国人であることを理由に歯科医院の診療を拒否されたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、歯科医院から、今後は外国人に対する診察を断るつもりはないとの意向が確認できたほか、外国人に対する診察を再開したこと、外国人に対する人権の配慮の重要性を理解したことなどが判明した。

法務局は、被害者にその旨を伝えたところ、被害者は理解を示し、当該歯科医院における診察を希望するに至った。

(措置：「調整」)

事例9 同和問題に関する差別発言

勤務先の社長から、「〇〇という地区は部落」との発言や同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、差別的な意図はないとの認識を示したものの、日常的に複数人の前で同様の発言をしていることが認められた。

法務局は、相手方に対し、当該発言は同和問題に対する理解と認識を欠いたものと言わざるを得ず、部落差別を助長・誘発する目的に基づくものであったかどうかにかかわらず、人権擁護上看過できないとして、同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

(社会福祉施設関係事案)

事例 10 社会福祉施設長による入居者に対する不適切な言動

障害者福祉施設の施設長が、懲罰と称して、被害者の私物を無断で被害者の部屋から持ち出したり、施設職員に対し、被害者を「精神科の病院に入院させないといけないな。」との発言を繰り返し行っているとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、施設長が、上記言動を行っていることが認められた。

法務局は、施設長に対し、障害者虐待の防止に率先して取り組むべき立場にありながら、上記言動に及んだことは、人権擁護の観点から看過できないものであるとして、今後、同様の言動を行うことのないよう説示するとともに、同施設を運営する法人の理事長に対し、事案の重大性に鑑み、今後、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(「措置：「説示」「要請」)

(インターネット上の人権侵害情報事案)

事例 11 インターネット上の名誉毀損

インターネット上のブログサイトに、知人が撮影したと思われる被害者自身の顔画像が無断で掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顔画像は被害者のものであり、その掲載について被害者は承諾していない上、「被害者は犯罪者である。」などとして被害者を誹謗中傷する記事が掲載されていたことから、当該記事は、被害者の肖像権を侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該画像及び記事の全てが削除されるに至った。

(措置：「要請」)

## 事例 12 SNS上のプライバシー侵害及び名誉毀損

SNS上に、被害者を誹謗中傷する多数の投稿がなされているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、SNSの複数のアカウント上に、被害者やその子の氏名など、被害者を特定し得る情報とともに、被害者が不倫をしているなどの被害者を誹謗中傷する投稿が多数なされていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシーを侵害するとともに、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、一部のアカウントが停止され、要請対象とした当該投稿の大半が閲覧不可能な状態に至った。

(措置：「要請」)

(新型コロナウイルス感染症に関する事案)

## 事例 13 保育園による園児に対する差別的取扱い

保育園に通う被害者である園児の兄弟が、PCR検査を受けたところ、その結果が陰性であったにもかかわらず、被害園児が保育園から登園を拒否されたのは差別的な取扱いに当たるのではないかとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、母親は、保育園による登園拒否に係る説明について納得をしていないことが明らかとなった。

法務局から、保育園に対し、その旨を伝えたところ、保育園は、今後は登園の可否について分かりやすい説明をしていくという方針を示すに至ったため、母親は、これに理解を示し、今後も保育園と共に子どもの成長を見守っていくこととした。

(措置：「調整」)

#### 事例 14 病院長による患者に対する差別的取扱い

通院先から、「ワクチンを接種しないのであれば、病院を変えてもらう。」と言われたのは、ワクチン接種に関する差別的取扱いに当たるとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該発言の事実は認められなかったが、病院長は、ワクチン接種を希望しない患者に対しても、感染の危険性及びワクチン接種の重要性を繰り返し説明したことは良くなかったと考えていること、また、被害者にはこれからも治療を受けに来てほしいと考えていることを確認した。

法務局から、被害者に対し、その旨を伝えたところ、被害者はこれに理解を示した。

(措置：「調整」)

#### 事例 15 新型コロナウイルス感染症に関するプライバシー侵害

新型コロナウイルス感染症に感染していないにも関わらず、感染したと知人らに流言されたとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、誤った情報に基づき、被害者が新型コロナウイルス感染症に感染した旨を知人らに流言したことが判明した。

法務局から、相手方に対し、当該流言は、被害者のプライバシーを侵害する行為であり、その不当性を強く認識するとともに、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

## 資料 2

「人権侵犯事件」統計資料（令和 3 年）



## 資料 3

インターネット上の人権侵害情報  
に関する人権侵犯事件について

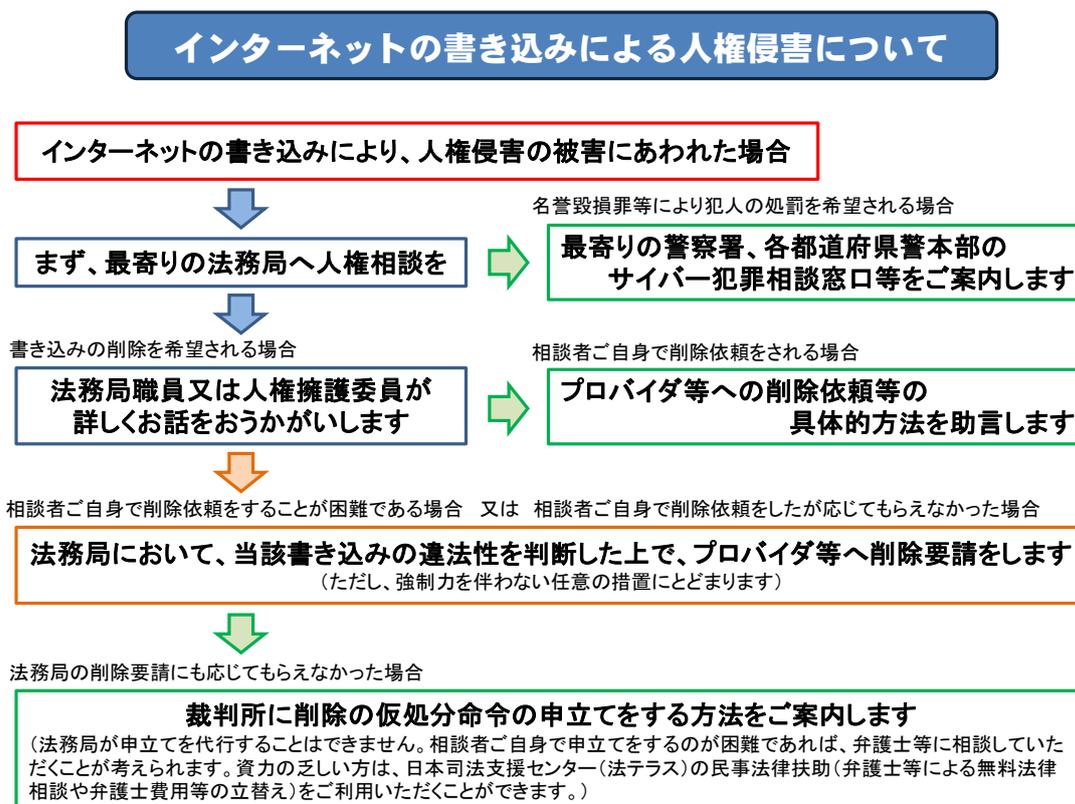
# インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

## 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、法務省の人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



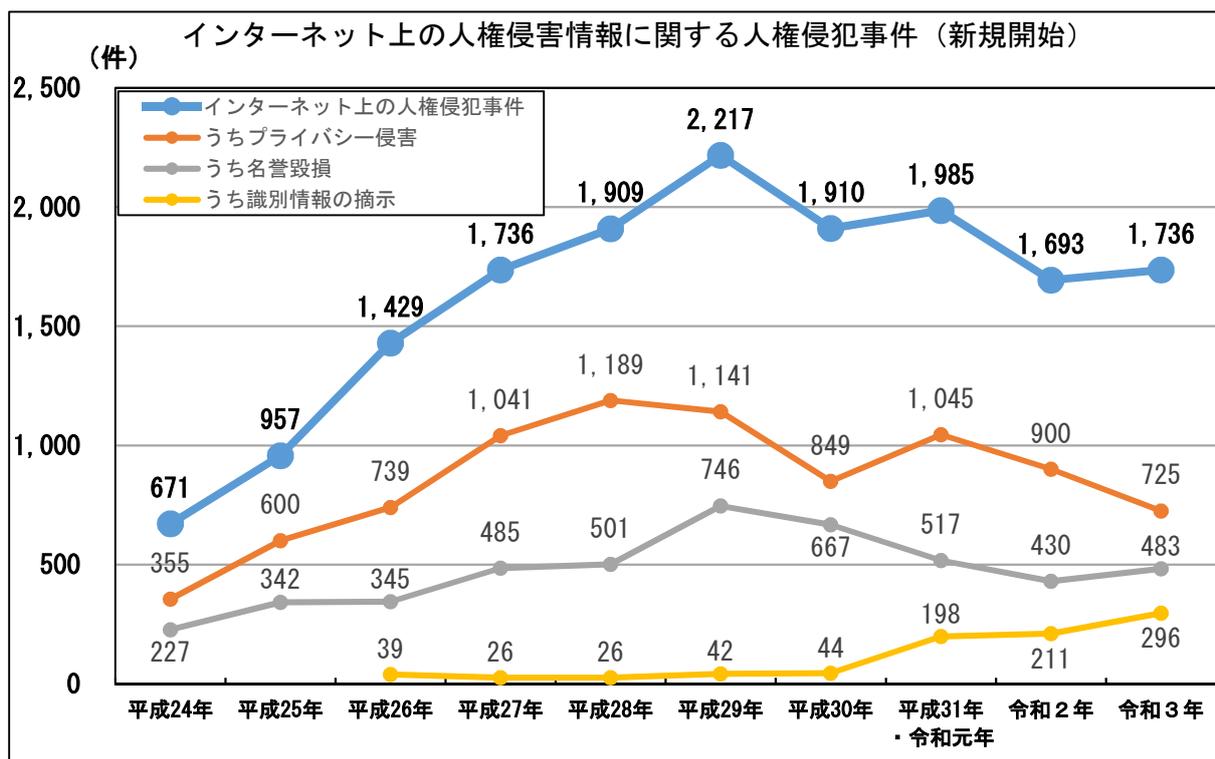
## 2 令和3年における人権侵害事件の動向について

### (1) 新規救済手続開始件数

令和3年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,736件で、前年から43件増加しており、高水準で推移している。

このうち、プライバシー侵害事案が725件、名誉毀損事案が483件、識別情報の摘示事案が296件となっており、これらの事案で全体の86.7%を占めている。

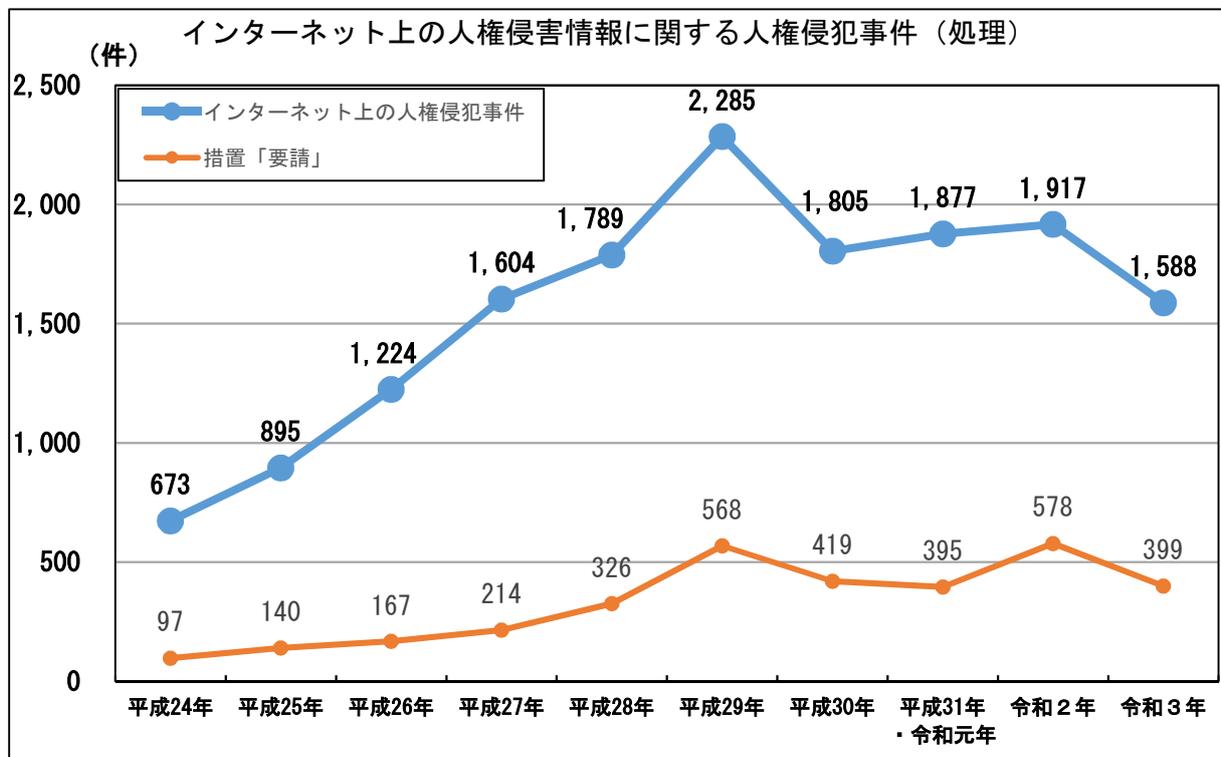
なお、人権侵害事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の投稿数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の投稿の削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。



## (2) 処理件数

令和3年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,588件となっており、前年から329件減少した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、399件であった。



(3) 令和3年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(インターネット上の人権侵害情報事案)

事例1 インターネット上の名誉毀損

インターネット上のブログサイトに、知人が撮影したと思われる被害者自身の顔画像が無断で掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顔画像は被害者のものであり、その掲載について被害者は承諾していない上、「被害者は犯罪者である。」などとして被害者を誹謗中傷する記事が掲載されていたことから、当該記事は、被害者の肖像権を侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該画像及び記事の全てが削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例2 SNS上のプライバシー侵害及び名誉毀損

SNS上に、被害者を誹謗中傷する多数の投稿がなされているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、SNSの複数のアカウント上に、被害者やその子の氏名など、被害者を特定し得る情報とともに、被害者が不倫をしているなどの被害者を誹謗中傷する投稿が多数なされていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシーを侵害するとともに、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、一部のアカウントが停止され、要請対象とした当該投稿の大半が閲覧不可能な状態に至った。

(措置：「要請」)

### 3 その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<https://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」や、啓発動画「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ等（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



# インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎ **悩みや不安を抱えて困っている方**に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、**様々な方法による相談**が可能です。

・ 解決策がわからない  
・ 書き込みを削除したい

書き込んだ人に  
賠償等を求めたい

・ 身の危険を感じる  
・ 犯人を処罰してほしい

弁護士に相談  
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察  
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・ まずアドバイスがほしい  
・ 自分で迅速に削除依頼したい

・ 自分で削除依頼できない  
・ 自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの  
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に  
相談したい

国の機関に  
相談したい

民間機関に  
相談したい

「違法・有害情報相談センター」  
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎ **インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」  
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」  
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎ 削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」  
(セーフアーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎ **インターネット企業有志によって運営**されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受け付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

## 資料 4

新型コロナウイルス感染症  
に関する取組状況について

# 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について

## 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症の感染者、医療従事者、その家族等に対する不当な差別的取扱いや誹謗中傷、また、ワクチンの接種の有無又は接種証明書の有無による不当な差別的取扱い等、新型コロナウイルス感染症に関連して発生した様々な人権問題について対応するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、インターネットバナー広告の実施や、法務省ホームページ・SNS、交通機関における車内ビジョン等による人権啓発、人権相談窓口の周知を実施している。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の救済に取り組んでいる。

人権啓発動画  
STOP! コロナ差別 <新型コロナワクチン編>



人権啓発動画  
「『誰か』のことじゃない。」感染症編



## 2 令和3年における人権侵犯事件の動向について

### (1) 新規救済手続開始件数

令和3年において、新規に救済手続を開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件の数は、前年から57件増加し、232件であった。

なお、このうち、差別待遇事案が81件で34.9%を占めており、次いで労働権関係事案が70件、強制・強要事案が25件となっている。

### (2) 処万件数

令和3年中において、処理した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件の数は、256件であった。

処理内識別にみると、「援助」が215件で84.0%を占めており、次いで「要請」が15件、「啓発」が4件となっている（このほか、「侵犯事実不明確」が16件）。

(3) 令和3年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(新型コロナウイルス感染症に関する事案)

事例1 保育園による園児に対する差別的取扱い

保育園に通う被害者である園児の兄弟が、PCR検査を受けたところ、その結果が陰性であったにもかかわらず、被害園児が保育園から登園を拒否されたのは差別的な取扱いに当たるのではないかとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、母親は、保育園による登園拒否に係る説明について納得をしていないことが明らかとなった。

法務局から、保育園に対し、その旨を伝えたところ、保育園は、今後は登園の可否について分かりやすい説明をしていくという方針を示すに至ったため、母親は、これに理解を示し、今後も保育園と共に子どもの成長を見守っていくこととした。

(措置：「調整」)

事例2 病院長による患者に対する差別的取扱い

通院先から、「ワクチンを接種しないのであれば、病院を変えてもらう。」と言われたのは、ワクチン接種に関する差別的取扱いに当たるとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該発言の事実は認められなかったが、病院長は、ワクチン接種を希望しない患者に対しても、感染の危険性及びワクチン接種の重要性を繰り返し説明したことは良くなかったと考えていること、また、被害者にはこれからも治療を受けに来てほしいと考えていることを確認した。

法務局から、被害者に対し、その旨を伝えたところ、被害者はこれに理解を示した。

(措置：「調整」)

### 事例3 新型コロナウイルス感染症に関するプライバシー侵害

新型コロナウイルス感染症に感染していないにもかかわらず、感染したと知人らに流言されたとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、誤った情報に基づき、被害者が新型コロナウイルス感染症に感染した旨を知人らに流言したことが判明した。

法務局から、相手方に対し、当該流言は、被害者のプライバシーを侵害する行為であり、その不当性を強く認識するとともに、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)